

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

決算審査特別委員長 中川 直美

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案番号	付託事件名
議案第97号	<p>令和2年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>本案は、令和2年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。</p> <p>審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p> <p>なお、本委員会として指摘する主な事項は次のとおりであります。</p> <p>[指摘事項]</p> <p>1 内部統制について</p> <p>監査について平成30年に地方自治法が改正された際は、監査機能を高めることが主眼であった。令和元年度の監査委員の指摘では、「費用対効果の検証を十分せず継続されている事業」、「慣例による継続事業」、「事業目的を逸脱した補助金支出」の適正でない事務執行が行われ、「法令や契約に沿った事務処理」が行われていないと厳しく意見を述べている。よって、過去の監査の指摘事項を重く受け止め、次年度以降に活かすこと。また、内部統制を強化し、過去の指摘事項についても改善が図られたかの確認に努めること。</p> <p>2 主要施策の成果説明書について</p> <p>予算の執行により地域の状態や市民生活の質をどのように向上させたかの検証について、現在取り組まれている主要施策の成果説明書に記載されている内容では不十分であると思料する。今後は、成果を客観的に検証できる仕組みを検討されたい。</p> <p>3 会計に関する事務処理について</p> <p>会計課の審査において、支払伝票50,908枚のうち、不備等による返却枚数が5,712枚、返却率が11.2%となっていることが判明した。このことは、業務の効率化の妨げとなっているものと思料する。各担当課において提出書類の精査を的確に行うことを強く求める。</p> <p>4 市民説明会について</p>

合併特例債に関わる庁舎建設事業についての市民説明会では混乱が見られた。今後の実施については先進事例の研究を行い「市民参加条例」や「まちづくり条例」などの制定を検討すること。より一層の市民参加型の佐渡市政運営に向けて、さらなる努力をされたい。

5 教育委員会の総括について

- (1) 社会教育課の地域学校協働本部と学校教育課の学校運営協議会事業については、十分な連携が取れていないことが確認された。地域学校協働活動の推進のために、学校運営協議会や放課後児童クラブにおいては各課で連携をし、各学校で取組の差がないように努めること。
- (2) 制度改正により開かれた教育委員会にすることが求められている。市民の声を聞き、請願権に基づく教育委員会への請願・陳情の取扱いは、適正な対応をすること。

6 総務課

(1) 出資団体について

市は出資団体に対して団体の事業及び運営の公益性、公平性、透明性を保つため指導監督する責務がある。出資団体に対する市の関与について、判断基準や統一的な基本方針を早急に策定すること。

(2) 時間外勤務について

コロナ禍において時間外勤務が多く見られたが、職員の働き方改革においては、時間外勤務の実態を適切に把握することが極めて重要である。実態をしっかりと把握して改善に努めること。

7 防災管財課

(1) 指定管理について

全体を管理する防災管財課として、各担当課に任せるのではなく、指定管理のあり方や手法などについて適正なチェックを行うこと。

(2) 財産管理について

普通財産の活用、処分及び借地の解消については、議会から再三にわたり指摘しているが、全課横断的に早急に計画を定め取り組むことを求める。

8 税務課

市税等の猶予について

令和2年度の件数はコロナ禍ではあるが、合計で17件に留まっている。今後も周知を十分に行い滞納につながらないように努めること。

9 企画課

男女共同参画推進事業について

市民への周知を図り、ワークショップやセミナーなどの参加者増加につなげる施策を実施し、男女共同参画のより一層の推進に努めること。

10 財政課

(1) 委託事業全般について

過去の決算でも指摘してきたが、業務委託の内容が事業の目的に沿ったものか検証が不十分である。各課に任せるだけではなく市としての基準を定め、それに基づいて適切に執行されたのかどうかの検証を行う体制を早急に構築し、積算根拠を明確にすることを強く求める。

(2) 随意契約について

委託事業は、入札機会の公平性、委託料の公正性の観点から原則として一般競争入札を行うべきであるが、1者見積りによる随意契約が約8割に及んでいる。特殊事情を決裁する現行の仕組みは、客観性を担保するには不十分であると思料する。市民から疑念を持たれぬよう、その手法について改善を求める。

11 市民生活課

自殺予防対策事業について

本事業は、年1回こころのゲートキーパー養成研修を行政の窓口担当職員を対象として行っているが、本市の自殺者数は、令和元年度は男性8名、女性1名、令和2年度は男性7名、女性1名となっており横ばい傾向にある。今後、いのちの電話とより一層連携するなど、行政の窓口時間外にも対応できる体制の構築を検討するとともに、こころのゲートキーパー養成研修の対象を民間にも広げることで、地域全体でいのちを大切にす事業へ発展できるよう努められたい。

12 医療対策課

医療・介護・福祉の人財育成事業について

本事業は不足する医療従事者の人材育成・確保を目的としたものであるが、実績が目標に届かなかったことは非常に残念な結果であった。薬剤師等の資格を取得したとしても佐渡で働ける確約がない等の理由で奨学金制度の利用をためらう事例や、家賃支援制度を目的として佐渡を選ぶ理由になるのかなど、利用者の視点に立った制度の見直しを図り、更なる人材確保に努められたい。

13 社会福祉課

民生委員・児童委員活動について

民生委員・児童委員の一人当たりの担当世帯数は、国の配置基準を超えて担当している委員もいるとの説明であった。また、活動費は一律月額9,800円が支給されているが、複数にまたがる集落を広範囲に担当している地域では、ガソリン代などの経費が活動費を超えて委員の個人負担によるところがあると思料する。委員のなり手不足を解消するためにも早急にこれらの処遇を改善するよう求める。

14 子ども若者課

(1) ファミリー・サポート・センター事業について

令和2年度における会員登録状況は121人で前年度より24人増加しており、一定の成果が得られたものと評価する。また、夜間預かりや家事代行など当該事業では対応できない要望が増えていることを受け、民間への外部委託を検討しているとの説明であった。過去に社会福祉協議会に委託した際、期待された成果が得られなかった反省点を踏まえ、民間に全てを任せるのではなく、行政と民間が連携できる仕組みを構築しサポート体制を整えることで、さらなる子育て支援の向上に努められたい。

(2) 母子家庭等対策総合支援事業について

本事業のうち、学習支援を必要とする子どもと家庭に対する学習支援登録者数をそれまでの2名から11名へと大幅に増やしたことは高く評価する。支援を必要とする子どもや家庭の課題の把握や理解は難しいと考えられるため、担当学習支援員間の協力連携を深める体制を整え、確実な課題解決に結びつくよう求める。

15 高齢福祉課

老人クラブ活動事業について

本事業は、高齢者が自主的に組織し、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を行うために補助金を交付しているが、平成24年度における県の監査以降、補助金手続きの煩雑さが原因で老人クラブの活動の低迷を招いている現状にある。これは老人クラブが解散する要因にもなり、令和2年度の老人クラブ数は59クラブと平成24年度の130クラブから半減し、結果として、老人クラブがない地区や少ない地区がいくつか見受けられる。よって、補助金手続きを簡素化するとともに、高齢者のクラブ活動の実態に合った補助金手続きができるよう支援策の改善をし、老人クラブの発展と健康・長寿の社会づくりに邁進されたい。

16 環境対策課

(1) 空家対策事業について

廃業したホテル、旅館等の大型老朽化危険廃屋が危険除去のための応急処置にとどまって放置されたままになっているとの説明であった。周辺住民の生命及び財産を守ることは当然のこととして、「観光の島」佐渡を推進するに当たり、観光客の安全確保、景観の保全の観点からも環境対策課に限らず、全庁的な枠組みでの課題解決に取り組まされたい。

また、令和6年から相続登記の義務化がスタートされる予定だが、今後は、不動産管理の経費負担を考慮して、相続放棄する物件が多く出てくることが懸念される。初期の取組が大事であると考えられるため、常に注意を払いながら所有者の把握に努め、所有者不明の不動産を出さないようにデータベース化を強化されたい。

(2) 不法投棄対策事業について

市では、不法投棄監視員や市職員、また、市民からの通報により不法投棄の回収を行っている。令和2年度における不法投棄の苦情受付件数は49件となっており、前年度より11件増加している現状にある。今後は、山林等における不法投棄がさらに増加することが懸念されるため、

世界遺産登録を目指している佐渡市は、県との連携を図り、不法投棄対策及び環境美化を強化し、「環境の島」として誇れる佐渡を目指されたい。

17 世界遺産推進課

佐渡金銀山ガイダンス施設運営事業について

令和2年度のきらりうむ佐渡の入館者数は、目標の3万5,000人に対して1万2,052人と下回った。世界遺産登録の拠点として、きらりうむ佐渡を活用した企画等により、世界遺産の認知向上のためにも入館者の増加を図られたい。

18 地域振興課

販売網構築事業について

佐渡産農産物のブランド化を進め、付加価値を高めて国内外へ販売するための委託事業を1,411万5,681円で実施したが、販路拡大などの成果が確認できなかった。今後は、事業成果が定量的に確認できる委託事業として取り組まれたい。

19 農林水産課

森林環境譲与税について

本来の目的は、森林の有する公益的機能を維持するために本譲与税を活用し、適切な森林整備等を進めていくものである。佐渡市においては、令和元年度の1,710万円から始まり、令和6年度以降は5,500万円の譲与が見込まれている。本来の目的に沿って、本譲与税を活用した佐渡の森林保全や林業活性化を目的とした事業の具体化と早期実施を検討されたい。

20 観光振興課

(1) 観光地域づくり推進事業について

観光データ調査分析業務委託に296万7,067円支出されているが、その調査結果に基づいた事業戦略が不足している。また、佐渡観光交流機構負担金で6,331万6,000円支出していることから、旅行業免許を持つ佐渡観光交流機構と市の政策立案機能である観光振興課との役割をより明確化し、観光振興課が本来行うべき事業を洗い出して戦略立案に取り組まれたい。

(2) GoToキャンペーン広域連携事業について

一時的には、GoToトラベルキャンペーンの効果はあったが、この広域連携事業においては、当初目標の1,800人に対して53人の実績となっている。コロナ禍とはいえ、募集方法など事業の費用対効果の検証が甘く、当初目標達成への手法について検証されたい。

(3) 佐渡インフォメーションセンター運営費について

佐渡観光情報の発信拠点として整備されたあいぽーと佐渡であるが、佐渡観光交流機構の佐渡汽船ターミナルへの移転に伴い、インフォメーションセンターの機能は、当初の目的と乖離している。よって今後は、インフォメーションセンター運営費の1,524万5,423円も含めた施設の

	<p>利用拡大施策に取り組まれない。</p>
21	<p>建設課 道の駅管理費について 令和2年度において、あいぽーと佐渡に道の駅が設置され、道の駅管理費で969万8,115円支出されている。今後、道の駅としての機能拡大が必要と思われることから、観光振興課と連携して利用拡大施策に取り組まれない。</p>
22	<p>農業委員会事務局 農地利用最適化推進業務について 遊休農地対策について、令和2年度は46ヘクタールであった。しかも将来予測の議論が行われていなかったにもかかわらず、令和3年度に定めた目標数値は、令和5年度末までに遊休農地を現状の2分の1となる23ヘクタールに抑制するという高い目標を掲げている。目標数値達成のために農業政策課等の関係課と連携を図り、耕作放棄地の解消並びに未然防止への取組を強化されたい。</p>
23	<p>教育総務課 支所長・行政サービスセンター長の教育事務所長兼務について 昨年度の決算審査でも指摘をしているが、兼務の体制においては実態を十分に把握し、改善策を講ずること。</p>
24	<p>学校教育課 (1) ことば・こころの教室事業について 小学校において、児童総数が2,259人中、児童利用者数が243人と全体の10.8%を占めており増加傾向であるが、運営費については横ばいとなっている。専門的な職員を充実させ、必要な予算措置を講ずること。 (2) 小中学校情報機器整備費について タブレットの利活用等、GIGAスクール構想を推進するに当たり、児童生徒の健康被害の調査をし、十分に留意すること。</p>
25	<p>社会教育課 (1) 博物館・資料館運営費について 両津郷土博物館が休館している現状は、博物館法に照し合わせると矛盾が見られる。早急に計画を策定し、矛盾解消に努めること。 (2) 図書館、図書室の運営について 10箇所の図書館・図書室の全職員37名のうち、図書館司書が12名、正規職員が3名のみである。同一労働、同一賃金の観点からみても改善が必要であるため、適正な予算措置を講ずること。</p>
26	<p>消防本部 消防関係の人員体制について</p>

	消防職員が定数 185 名に対し 181 名の状況が長年続いている。例年増加傾向にある予測不能な災害に対応できるように、人員確保すべきである。
議案第 98 号	令和 2 年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について 本案は、令和 2 年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。
議案第 99 号	令和 2 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について 本案は、令和 2 年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。
議案第 100 号	令和 2 年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について 本案は、令和 2 年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。 なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。 [指摘事項] 特別養護老人ホームの入所申込者数は令和 3 年 4 月 1 日時点で 453 人となっているが、介護人材の確保や将来的な人口推計などから、今後の大規模な特別養護老人ホームの施設整備は難しいとの説明があった。しかし、今後はさらに居宅介護サービスを必要とする高齢者は増加するものと思料する。特に訪問看護サービスは需要に対して事業所、人材ともに不足しているため、居宅介護サービスを必要とする高齢者のニーズに応えられるよう早急な対応を進められたい。
議案第 101 号	令和 2 年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について 本案は、令和 2 年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。
議案第 102 号	令和 2 年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について 本案は、令和 2 年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。
議案第 103 号	令和 2 年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について 本案は、令和 2 年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。
議案第 104 号	令和 2 年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 105 号	令和 2 年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

<p>議案第 106 号 議案第 107 号</p>	<p>令和 2 年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について 令和 2 年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について</p> <p>以上 4 議案は、令和 2 年度における各財産区特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
<p>議案第 108 号</p>	<p>令和 2 年度佐渡市病院事業会計決算の認定について</p> <p>本案は、令和 2 年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>
<p>議案第 109 号</p>	<p>令和 2 年度佐渡市水道事業会計決算の認定について</p> <p>本案は、令和 2 年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。 なお、本委員会として指摘する事項は次のとおりであります。 [指摘事項]</p> <p>(1) 会計事務について 修繕費の計上漏れについて、支払いまでのチェック体制の仕組みを再度構築し、各事務手続きにおけるリスク管理を意識した適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(2) 未収金管理について 毎年約 9,000 万円程度の金額が未徴収となっており、個別に回収可能額の算定を求められている。適正な会計処理と徴収率向上のため、未収金管理について事務体制の取組を検討されたい。</p>
<p>議案第 110 号</p>	<p>令和 2 年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について</p> <p>本案は、令和 2 年度佐渡市下水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであります。 審査の結果、認定すべきものとして決定しました。</p>